

福岡県自治振興組合負担金条例の施行に関する規則

昭和 63 年 3 月 2 日

規 則 第 2 号

(目 的)

第1条 この規則は、福岡県自治振興組合負担金条例（昭和 62 年福岡県自治振興組合条例第 1 号。以下「条例」という。）第 7 条及び別表の規定により条例の施行等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(負担金の分賦納入の時期等)

第2条 条例第 2 条に規定する負担金の分賦納入の時期等については、別表第 1 に定めるところによる。

(納入通知書の発付等)

第3条 管理者は、条例第 4 条の規定により負担金の額を決定したときは、福岡県自治振興組合財務規則（昭和 59 年福岡県自治振興組合規則第 4 号）第 21 条に規定する納入通知書により納入義務者に通知するものとする。

2 管理者は、納入通知書発付後、負担金に異動を生じたとき、又は錯誤があったときは、次の各号により処理するものとする。

- (1) 納入通知書に記載した負担金額に不足があるときは、当該不足金額に係る納入通知書を発するものとする
- (2) 納入通知書に記載した負担金額が過大であるときは、第 1 号様式による負担金額変更通知書を発するものとする

3 管理者は、過誤納に係る負担金を還付するとき、又は未納に係る負担金に充当したときは、第 2 号様式による通知書により当該納入者に通知するものとする。

(災害等による負担金の分割納付)

第4条 条例第 4 条第 3 項に規定する「やむを得ない事由」とは、次の各号に掲げる場合をいう。

- (1) 震災、風水害、火災その他これに類する災害により一時的に負担金を納入することができないとき
- (2) 人為による異常な災害、事故等により一時的に負担金を納入することができないとき
- (3) その他特段の事情があり管理者が必要と認めたとき

(分割納付等の申請)

第5条 条例第 4 条第 3 項の規定によって負担金の分割納付を申請する者は第 3 号様式による申請書、条例第 5 条の規定によって負担金の減免の申請をする者は第 4 号様式による申請書によって管理者に申請しなければならない。

2 管理者は、前項の申請に対する処分を決定したときは、第 5 号様式による通知書により申請者に通知するものとする。

(この規則の施行に関し必要な事項)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 年福岡県自治振興組合規則第 3 号）

この規則は、交付の日から施行する。

附 則（平成 4 年福岡県自治振興組合規則第 1 号）

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年福岡県自治振興組合規則第 2 号）

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年福岡県自治振興組合規則第 3 号）

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年福岡県自治振興組合規則第 2 号）

この規則は、平成 17 年 2 月 3 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 3 日規則第 3 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 2 日規則第 7 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年福岡県自治振興組合規則第 1 号）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

負 担 金 の 分 賦 納 入 の 時 期 等

負 担 金	分 賦 納 入 の 時 期 等		
	研修の実績		納期限
研修負担金	1 期 2 期 3 期 4 期	4 月、 5 月 6 月～ 8 月 9 月～ 11 月 12 月～ 3 月	3 月 15 日
市町村職員統一採用試験負担金	隨 時		